

簡易な申込みについて

表 1 軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条 件	添 付 を 要 す る 書 類 等
1 送受信装置		工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの
(1) 電子管、半導体製品 (集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。) 部品及び材料		
ア 電子管	同等の性能を有するものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の添付画面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面
イ 半導体製品	同上	同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有するものに限る。	
エ 蓄電器の種類又は定数	同上	
オ インダクタンス部品	同上	
カ フィルタ	同上	
キ 配線用線類	同上	
ク 接続用部品	同上	
ケ スイッチ	同上	
コ マイクロホン	同上	
サ スピーカー又は受話器	同上	
シ 継電器	同上	
ス 表示器	同上	形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類
セ 水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書類
ソ 配線板	同上	同上
(2) 回路方式（回路方式の変更に伴う電子管、半導体製品、部品及び材料の増設又は撤去を含む。）	発振又は変調方式に変更を来たすこととならない場合に限る。	
ア 受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの（低周波数出力回路を除く。）を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更	変更後の回路がプレストーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一のものであるものに限る。	

ウ スケルチ回路 (3) 部品配置 (4) 表示器及び操作器	増設又は撤去を含む。 増設又は撤去を含む。(操作性の改善などのためのプログラム変更を含む。)	部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類 工事設計書又は写真、図
2 電源装置 (1) 電源装置の種類 (2) 電源装置の内容 (電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)	同等以上の性能を有する物に限る。 同上	規格名を記載したもの
3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取付位置の変更を含む。	外観図又は写真
4 空中線 (レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来すこととならない場合に限る。	
5 指示器 (レーダーに限る。)	電氣的性能に変更を来すこととならない場合に限る。	
6 付属装置 (1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等 (2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置及びテレメーター付加装置等の符号変換装置 (3) その他の付属装置 (警報装置、監視装置及び制御装置等)	増設 (新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。) 又は撤去を含む 増設 (移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。) 又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数 (電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。 増設 (移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。) 又は撤去を含む。	
7 その他 (1) 筐体 ア 機器本体の寸法及び形状 イ 機器本体の材質 ウ 機器本体と別筐体のもの	移動用又は携帯用のものにあつては、高さ、幅及び奥行きとの和の比が 10%までの場合に限る。 材質の強度及び機器の電氣的性能が同等以上の場合に限る。	外観図又は写真 材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類 外観図又は写真

注：添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

表 2 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条 件	添付を要する書類等
1 送受信装置 (1) 技術基準適合証明及び工事設計認証を希望する電波の型式及び周波数 (2) 技術基準適合証明及び工事設計認証を希望する空中線電力 (3) 電子管、半導体製品、部品及び材料 (4) 回路又はプログラム 2 附属装置 模写電送装置、印刷電信装置、秘話装置及びテレメーター付加装置等の符号変換装置	回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。 空中線電力を低下させる場合であって、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることができるものを除く。 電波の型式、周波数、空中線電力又は発振若しくは変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。 発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。 副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設（新たに追加する場合を含む。）に限る。	工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの

注：添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

表 3 新旧対比表

技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の型式又は名称	変更内容				備考
	変更箇所	新	旧	電気的特性	